

インターンシップの定義について

令和4年6月に、文部科学省・厚生労働省・経済産業省は「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を改正し、インターンシップの定義が変わり、4つに類型化されました。雇用人材協会はこの4タイプを総称して「インターンシップ&キャリア」と記載します。

類型	タイプ1 オープン・カンパニー	タイプ2 キャリア教育	タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ	タイプ4 高度専門型インターンシップ
対象	年次不問	年次不問	学部3年・4年・修士1年・2年	大学院生向け
目的	個社や業界に関する情報提供・PR	働くことへの理解を深めるための教育	就業体験を通じて、学生にとっては自らの能力の見極め、企業にとっては学生の評価材料の取得	就業体験を通じて、学生にとっては実践力の向上、企業にとっては学生の評価材料の取得
ケース	企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等が主導する授業・産学協働プログラム（正課・正課外を問わない） ・ 企業がCSRとして実施するプログラム 	企業単独、大学等が企業あるいは地域コンソーシアムと連携して実施する、適性・汎用的能力ないしは専門性を重視したプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジョブ型研究インターンシップ（博士課程学生を対象に文科省・経団連が共同で試行中） ・ 高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ（仮称）（産学協議会で検討中）
就業体験	なし	任意	必須	必須
期間	半日、1日などの超短期	1～3日間程度の短期（企業の場合）	5日間以上、もしくは2週間以上	2か月以上の長期
取得した学生情報の採用活動への活用	不可	不可	採用活動開始以降に限り可	採用活動開始以降に限り可

<参考>

（一社）日本経済団体連合会 質の高いインターンシップに関する意向調査 <https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/022.pdf>

産学協議会 2021年度報告書概要版 https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/039_gaiyo.pdf

